

静岡県盛土等の規制に関する条例	静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則
第1章 総則	
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 盛土等 盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。</p> <p>(2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を除く。</p> <p>(3) 改良土 土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物をいう。</p> <p>(4) 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物（建設工事により生じた汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、乾燥その他規則で定める処理により生じた物であって土砂と同様の形状のものをいう。</p> <p>(5) 盛土等区域 盛土等を行う土地の区域をいう。</p> <p>(6) 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であってその建設工事により土砂等（改良土及び再生土を除く。第5条第1項において同じ。）を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。</p>	<p>(条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物)</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号の燃え殻</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号の汚泥のうち、浄水処理に伴って生じた汚泥その他の無機性の汚泥</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第7号のガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第8号の鉱さい</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第12号のばいじん</p> <p>(7) その他知事が別に定める産業廃棄物</p> <p>(条例第2条第4号の規則で定める処理)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第4号の規則で定める処理は、固化、凝集、破碎その他知事が認める処理とする。</p>

<p>(県の責務)</p> <p><b>第3条</b> 県は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等が行われないよう必要な施策の推進に努めなければならない。</p> <p>2 県は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が盛土等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。</p>	
<p>(盛土等を行う者の責務)</p> <p><b>第4条</b> 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、盛土等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	
<p>(土砂等を発生させる者の責務)</p> <p><b>第5条</b> 建設工事の発注者及び請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、当該土砂等の量を抑制し、かつ、当該土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等（以下「不適正な盛土等」という。）に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。</p> <p>2 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土が不適正な盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。</p>	
<p>(盛土等区域の土地の所有者の責務)</p> <p><b>第6条</b> 盛土等区域の土地の所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。</p>	

第2章 土砂基準

第7条 盛土等に用いられる土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土砂基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境上の条件に関する基準に準じて規則で定める。

第4条 条例第7条に規定する規則で定める環境上の基準は、別表第1の左欄に掲げる物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

別表第1（第4条関係）

物質の種類	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0	土壌1キログラムにつき水銀

	005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	検液1リットルにつきひ素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきひ素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。）	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地（田に限る。）において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000 pg-TEQ以下であること。

- 1 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。
- 2 ダイオキシン類に係る値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

<p>第3章 土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止等</p>	
<p><b>第8条</b> 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可、同法第9条第1項に規定する変更の許可若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等</p> <p>(2) 土壌汚染対策法第22条第1項の許可又は同法第23条第1項に規定する変更の許可に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う盛土等</p> <p>(3) 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等</p> <p>2 知事は、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等（前項各号に掲げるものを除く。次項において同じ。）が行われているおそれがあると認めるときは、当該盛土等を行っている者に対し、直ちに当該盛土等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 知事は、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が行われたことを確認したときは、当該盛土等を行った者（当該盛土等を行った者に対して当該盛土等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該盛土等を行った者が当該盛土等を行うことを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該盛土等に用いられた土砂等（当該盛土等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該盛土等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、当該盛土等区域の周辺地域の住民に、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が行われたことその他の必要な情報を提供することができる。</p>	

<p>第4章 盛土等の許可等</p>	
<p>(盛土等の許可)</p> <p><b>第9条</b> 盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。</p> <p>(1) 盛土等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積）が1,000平方メートル未満であり、かつ、盛土等に用いられる土砂等の量（一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの地域において用いられる土砂等の量を合算した量）が1,000立方メートル未満である盛土等</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う盛土等</p> <p>(3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う盛土等</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可若しくは同法第9条第1項に規定する変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等</p> <p>(5) 土壌汚染対策法第22条第1項の許可又は同法第23条第1項に規定する変更の許可に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う盛土等</p>	<p>(盛土等の許可の適用除外)</p> <p><b>第5条</b> 条例第9条第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構</p> <p>(2) 独立行政法人水資源機構</p> <p>(3) 中日本高速道路株式会社</p> <p>(4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>(5) 独立行政法人労働者健康安全機構</p> <p>(6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</p> <p>(7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(8) 日本下水道事業団</p> <p>(9) 地方住宅供給公社</p> <p>(10) 地方道路公社</p> <p>(11) 土地開発公社</p> <p>(12) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であつて、国又は地方公共団体と同等以上に土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上の措置を講ずることができるものとして知事が別に定めるもの</p>

<p>(6) 法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為に係る盛土等であって<u>規則で定めるもの</u></p> <p>(7) 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>規則で定める盛土等</u></p>	<p>2 条例第9条第6号に規定する規則で定める盛土等は、次に掲げる盛土等とする。</p> <p>(1) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の認可を受けた施業案によって行う鉱物の掘採に伴う盛土等</p> <p>(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可に係る盛土等</p> <p>(3) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項若しくは第57条第1項の許可に係る盛土等</p> <p>3 条例第9条第8号の規則で定める盛土等は、次に掲げる盛土等とする。</p> <p>(1) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う盛土等</p> <p>(2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う同法第2条第1項に規定する特定有害物質による汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う盛土等</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う盛土等</p> <p>(4) ガラス、コンクリートその他これらに類する物を製造し、又は加工するための事業場内における当該物の原材料の堆積</p> <p>(5) 森林組合又は林業を営む者が国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、かつ、林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）その他の林道又は作業路網の構造上及び施工上の指針に適合して行う林道又は作業路網の整備に伴う盛土等（当該林道又は作業路網の整備に係る事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うものに限る。）</p>
--	--

(許可の申請の手続)

**第10条** 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 盛土等の目的
- (3) 盛土等区域の位置及び規模
- (4) 盛土等の工事を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所置く当該盛土等の工事を管理する責任を有する者（以下「管理責任者」という。）の氏名及び職名
- (5) 盛土等の用に供する施設の設置に関する計画
- (6) 盛土等に用いられる土砂等の量
- (7) 盛土等を行う期間
- (8) 盛土等を行う期間において土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状
- (9) 盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画
- (10) 盛土等区域外に排出される水の水質の調査を行うために講ずる措置
- (11) 盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、盛土等区域外への搬出を目的として盛土等が行われるものについて前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項
- (2) 盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量
- (3) 盛土等を行う期間
- (4) 最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前2項の申請書には、次条第1項の同意を得たことを証する書面、第12条第2項の意見書、同条第3項の書類、盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(盛土等の許可の申請書等)

**第6条** 条例第10条第1項及び第2項の申請書は、盛土等許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第10条第1項第12号及び同条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けようとする者（以下この条及び第10条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員（条例第14条第1項第1号ウに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名、住所、生年月日及び役職名
- (2) 申請者が未成年者（条例第14条第1項第1号クの未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所、生年月日及び役職名）
- (3) 申請者に使用人（第10条に規定する使用人をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、その者の氏名、住所、生年月日及び役職名

3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものであって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の記載のないものに限る。以下同じ。）（申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (2) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (3) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (4) 申請者が条例第14条第1項第1号アからコまでのいずれにも該当しないことを誓約す



	<p>る書類</p> <p>(5) 盛土等区域及び盛土等の用に供する施設を設置する土地の区域（以下「施設設置区域」という。）の位置図</p> <p>(6) 盛土等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図</p> <p>(7) 盛土等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図</p> <p>(8) 盛土等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図</p> <p>(9) 盛土等区域及び施設設置区域の流域図</p> <p>(10) 盛土等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(11) 盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況についての調査のための試料の用に供された土砂等を採取した地点の位置図及び写真並びに試料ごとの調査試料採取調査（様式第2号）及び当該調査の結果を証する書類（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）</p> <p>(12) 盛土等に用いられる土砂等の量を算定した計算書</p> <p>(13) 盛土等区域外に排出される水の水質の調査を行うための施設の位置図及び構造図</p> <p>(14) 盛土等区域及び施設設置区域の地盤調査の結果を記載した書類又はこれらの区域の地盤が地盤調査を行う必要がない状態にあることを証する書類</p> <p>(15) 土質試験その他の調査又は試験に基づき盛土等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）をした場合にあつては、当該安定計算の内容を記載した書類</p> <p>(16) 擁壁を設置する場合にあつては、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(17) 排水施設の構造図及びその排水量を算定した書類</p> <p>(18) 沈砂池を設置する場合にあつては、当該沈砂池の構造図及び容量を算定した書類</p> <p>(19) 調整池を設置する場合にあつては、当該調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書類</p> <p>(20) 盛土等の工事の順序を明らかにした書類</p> <p>(21) 盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書類</p> <p>(22) 盛土等に要する経費に係る資金調達計画書（様式第3号）及び次のアからウまでに掲げる書類</p> <p>ア 申請者が個人である場合にあつては、直前3年の納付すべき所得税額及び納付済額を証する書類</p> <p>イ 申請者が法人である場合にあつては、直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類並びに納付すべき法人税額及び納付済額を証する書類</p> <p>ウ 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の盛土等に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類</p> <p>(23) 土砂等の搬入に係る管理計画書（様式第4号）</p> <p>(24) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>4 前項第11号の盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況についての調査は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる方法</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、当該盛土等区域をそれぞれ</p>
--	---

当該右欄に定める区域の数以上の区域に区分して行うこと。

盛土等区域の面積	区域の数
0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未 満	2
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未 満	3
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

イ 試料の用に供される土砂等は、アの規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との中間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量とすること。

ウ イの規定により採取した土砂等は、アの規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料とすること。ただし、知事が認める場合にあつては、アの規定により区分した2以上の区域から採取した土砂等を混合し、一の試料とすることができる。

エ ウの規定により作成した試料について、別表第1の左欄に掲げる物質の種類ごとに知事が別に定める測定方法により同表中欄及び右欄に定める物質の量を測定すること。

(2) その他知事が認める方法

4 第1項第7号及び第2項第3号の期間は、3年を超えてはならない。

<p>(盛土等区域の土地の所有者の同意)</p> <p><b>第11条</b> 第9条の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、<u>規則で定めるところにより</u>、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請予定者である者を除く。)に対し、当該申請が、前条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項(同条第1項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、<u>規則で定めるところにより</u>、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請をしようとする者である者を除く。)に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 第26条第1項の規定による承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、<u>規則で定めるところにより</u>、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請をしようとする者である者を除く。)に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>(盛土等区域の土地の所有者の同意の方法)</p> <p><b>第7条</b> 条例第11条の同意は、盛土等に係る土地使用同意書(様式第5号)によって得るものとする。</p>
---	---

(周辺地域の住民への周知)

**第12条** 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、盛土等区域の周辺地域の住民に対し、第9条の許可の申請（以下「許可申請」という。）の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

ただし、申請予定者は、規則に定める申請予定者の責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、許可申請の内容を盛土等区域の周辺地域の住民に周知させるため、当該許可申請の内容を記載した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 盛土等区域の周辺地域の住民は、当該許可申請の内容について意見があるときは、当該許可申請の前日までに、当該申請予定者に意見書を提出することができる。
- 3 申請予定者は、説明会の開催の状況、前項の意見書の内容、当該意見書に記載された意見の処理の状況その他の事項を記載した書類を作成しなければならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者について準用する。この場合において、第1項中「第9条の許可」とあるのは「第15条第1項に規定する変更許可」と、「許可申請」とあるのは「変更許可申請」と、第2項中「許可申請」とあるのは「変更許可申請」と、第3項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(市町長の意見の聴取)

**第13条** 知事は、第9条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該盛土等の実施に関し土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上関係のある市町の長に通知し、期間を指定して、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全の見地からの当該市町の長の意見を聴かなければならない。

(周辺地域の住民への周知の方法)

**第8条** 条例第12条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。次項から第5項までにおいて同じ。）の盛土等区域の周辺地域は、盛土等区域を含む自治会の区域及び盛土等区域の隣接地とする。

- 2 条例第12条第1項本文に規定する説明会は、条例第10条第1項若しくは第2項又は第15条第2項の申請書を提出する日の30日前までに開催しなければならない。
- 3 条例第12条第1項本文に規定する説明会の開催に当たっては、あらかじめ、盛土等区域の周辺地域の住民（以下単に「周辺地域の住民」という。）の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により、周辺地域の住民に開催の日時及び場所を周知させなければならない。
- 4 条例第12条第1項ただし書の申請予定者の責めに帰することができない事由は、申請予定者以外の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。
- 5 条例第12条第1項ただし書の規定により許可申請の内容を周辺地域の住民に周知させる申請予定者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を周辺地域の住民に提供し、又は周辺地域の住民の見やすい場所に掲示するものとする。
  - (1) 条例第10条第1項の申請書を提出しようとする場合 同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を記載した書類
  - (2) 条例第10条第2項の申請書を提出しようとする場合 同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を記載した書類
  - (3) 条例第15条第2項の申請書を提出しようとする場合 同項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を記載した書類
- 6 条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の書類は、説明会開催結果等報告書（様式第6号）によるものとする。

(許可の基準等)

**第14条** 知事は、第9条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第27条又は第28条第1項(許可の取消しに係る部分を除く。)の規定に基づく処分を受けた日から5年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)

ウ 第28条第1項(第3号及び第4号を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ この条例、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他規則で定める法令若しくは条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

キ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからキまでのいずれかに該当するもの

(条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例)

**第9条** 条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令又は条例とする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)
- (2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)
- (3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (6) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- (7) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (8) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (9) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
- (10) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- (11) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- (12) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- (13) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
- (14) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- (15) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
- (16) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
- (17) 土壌汚染対策法
- (18) 静岡県土採取等規制条例(昭和50年静岡県条例第42号)
- (19) 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年静岡県条例第26号)

- ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- サ 盛土等を適正に行うに足りる資力信用を有しない者
- (2) 第11条第1項の同意を得ていること。
- (3) 管理事務所及び当該管理事務所に置く管理責任者が明確に定められていること。
- (4) 盛土等が行われている間における当該申請に係る盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
- (5) 盛土等の用に供する施設の設置に関する計画並びに最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状（当該申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状）が、当該申請に係る盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準（以下「構造基準」という。）に適合するものであること。

- (20) 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）
- (21) 静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）
- (22) 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）
- (23) 他の地方公共団体が定める盛土等の規制に関する条例

（条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人）

**第10条** 条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（構造基準）

**第11条** 条例第14条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、条例第10条第1項の規定による申請に係る盛土等にあっては別表第2に定めるとおりとし、同条第2項の規定による申請に係る盛土等（以下「一時堆積」という。）にあっては別表第3に定めるとおりとする。

**別表第2**（第11条関係）

- 1 盛土等の高さ及び法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、安定計算によって安全性が確かめられたものであること。ただし、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土若しくは第3種建設発生土又はこれらに準ずるものを用いた盛土等のうち、当該盛土等の高さ及び法面の勾配が、土質の種類等に応じて適切に設定され、その高さ15メートル以下であり、かつ、その法面の勾配が30度以下であるものにあつては、この限りでない。
- 2 盛土等の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該盛土等の高さ5メートルごとに小段を設け、当該小段に排水溝が設置されていること。なお、排水溝を含む小段の幅は、1.5メートル以上であること。
- 3 著しく傾斜している土地において盛土等をする場合にあっては、盛土等をする前の当該土地の地盤と盛土等とが接する面が滑り面とならないように、当該土地の地盤に段切りその他の措置が講ぜられていること。
- 4 盛土等に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、概ね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。

- 5 盛土等によって生ずる高さが1メートルを超える崖（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第2項に規定する崖をいう。以下同じ。）の崖面（同項に規定する崖面をいう。以下同じ。）は、擁壁で覆われていること。
- 6 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次の(1)から(4)までに該当することが確かめられたものであること。
  - (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
  - (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
  - (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
  - (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 7 盛土等によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁であって高さが2メートルを超えるものの構造については、6によるほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。
- 8 盛土等の法面は、これが崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されていること。
- 9 盛土等区域からの粉じん、運搬路から生ずるほこり等が周辺地域の生活環境を阻害しないように、散水、防じん剤の散布その他の措置が講ぜられていること。
- 10 盛土等区域及び施設設置区域の地盤の沈下又はこれらの区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
- 11 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（盛土等が行われている期間のみ設置される排水施設を含む。）が設置されていること。なお、当該排水施設の管渠の勾配及び断面面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の降雨強度を用いて算定した計画雨水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるものであること。
- 12 地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがある場合にあつては、盛土等区域内の地下水を有効かつ適切に排出するように、必要な排水施設が設置されていること。なお、当該排水施設の管渠の勾配及び断面面積は、盛土等区域及びその周辺地域の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができるものであること。
- 13 放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、盛土等区域内の排水を有効かつ適切に排出することができるように、放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、盛土等区域内の排水施設が、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続されていること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、盛土等区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設けることを妨げない。
- 14 盛土等区域外に土砂等が流出しないように、土砂等の流出を防止するための施設が設けられていること。
- 15 盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生しないように、沈砂池の設置等の防災に関する工事が盛土等に先行して実施されるものとなっていること。

**別表第3（第11条関係）**

- 1 盛土等の高さが5メートル以下であること。
- 2 盛土等の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であるこ

(6) 当該申請に係る盛土等区域外に排出される水の水質の調査を行うために必要な措置が講じられていること。

(7) 当該申請に係る盛土等区域の土地の地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。

2 第9条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第4号及び第5号の規定は、適用しない。

3 第9条の許可には、有効期間その他の土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

と。

3 盛土等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして知事が認めるものにあつては、この限りでない。

4 別表第2の10、11及び13から15までに適合すること。

5 盛土等区域の周辺に、盛土等の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられていること。

(条例第14条第2項に規定する規則で定める行為)

第12条 条例第14条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を要する行為

(2) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を要する行為

(3) 地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為

(4) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為

(5) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する行為

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為

(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可を要する行為

(8) 静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可を要する行為



(変更の許可等)

**第15条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下この条において「変更許可」という。)を受けなければならない。

2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 変更の内容及びその理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第11条第2項の同意を得たことを証する書面、第12条第4項において準用する同条第2項の意見書、同条第4項において準用する同条第3項の書類、変更に係る盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 前条(第1項第1号を除く。)の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第11条第1項」とあるのは「第11条第2項」と、同条第2項中「前項第4号」とあるのは「次条第4項において準用する前項第4号」と読み替えるものとする。

5 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(変更の許可の申請又は届出)

**第13条** 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けた者の氏名又は住所(同条の許可を受けた者が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は役員の氏名、住所若しくは役職名)の変更
- (2) 条例第9条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は役員の氏名、住所若しくは役職名)の変更
- (3) 条例第9条の許可を受けた者に使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所又は役職名
- (4) 管理事務所の所在地の変更
- (5) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
- (6) 盛土等に用いられる土砂等の量を減少する変更
- (7) 盛土等を行う期間を短縮する変更
- (8) 盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画の変更(搬入される土砂等の種類の変更を除く。)
- (9) 盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の発生を防止するために設置した排水施設その他の施設の機能を高める構造の変更

2 条例第15条第2項の申請書は、盛土等変更許可申請書(様式第7号)によるものとする。

3 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、第6条第2項各号に掲げる事項とする。

4 条例第15条第3項の規則で定める書類は、第6条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

5 条例第15条第5項の規定による届出は、盛土等変更届出書(様式第8号)を提出して行うものとする。

(盛土等区域の土地の所有者への通知)

- 第16条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、当該許可に係る第11条第1項の同意をした盛土等区域の土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第10条第1項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を書面により通知しなければならない。
- 2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に第14条第3項の規定により条件が付された場合にあつては、当該許可を受けた日後遅滞なく、当該許可に係る第11条第1項の同意をした盛土等区域の土地の所有者に、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 前条第1項に規定する変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、当該変更許可に係る第11条第2項の同意をした盛土等区域の土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に同条第4項において準用する第14条第3項の規定により条件が付された場合にあつては当該条件の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 第9条の許可を受けた者は、前条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る盛土等区域の土地の所有者（当該許可を受けた者である者を除く。）に、その旨を書面により通知しなければならない。

(盛土等区域の土地の所有者の変更の届出)

**第17条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知ったときは、変更後の所有者（当該許可を受けた者である者を除く。）に対して第11条第1項の規定の例により説明し、その同意を得て、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。前段の同意を得られなかったときも、同様とする。

(盛土等の着手の届出)

**第18条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(盛土等区域の土地の所有者の変更の届出に係る届出書)

**第14条** 条例第17条前段の規定による届出は、盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知った日から1月以内に、盛土等区域の土地の所有者の変更に伴う同意取得届出書（様式第9号）を提出して行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、変更後の盛土等区域の土地の所有者が記載されている当該盛土等区域の土地の登記事項証明書及び盛土等に係る土地使用同意書（様式第10号）を添付するものとする。

3 条例第17条後段の規定による届出は、盛土等区域の土地の所有者の同意を取得できなかった旨の届出書（様式第11号）を提出して行うものとする。

(盛土等の着手の届出に係る届出書)

**第15条** 条例第18条の規定による届出は、盛土等着手届出書（様式第12号）を提出して行うものとする。

(土砂等の搬入の報告)

**第19条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等が発生した場所及び当該土砂等が土砂基準に適合することを確認しなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。

(土砂等管理台帳の作成)

**第20条** 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る盛土等に用いられた土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(土砂等の搬入の報告の方法)

**第16条** 条例第19条第1項の規定による土砂等（第3項に規定するものを除く。次項において同じ。）が発生した場所の確認は、当該土砂等が発生した場所ごとに、当該土砂等が発生させた者から土砂等発生元証明書（様式第13号（その1））の交付を受け、それを確認することにより行わなければならない。

2 条例第19条第1項の規定による土砂等が土砂基準に適合することの確認は、知事が別に定めるところにより、当該土砂等が発生した場所の土地の利用状況等の調査の結果又は別表第1の左欄に掲げる物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める基準に係る調査の結果を記載した書類を確認することにより行わなければならない。

3 条例第19条第1項の規定による土砂等（再生土又は当該土砂等が発生した場所以外の場所において処理された改良土に限る。次項において同じ。）が発生した場所の確認は、当該土砂等の製造者から土砂等発生元証明書（様式第13号（その2））の交付を受け、それを確認することにより行わなければならない。

4 条例第19条第1項の規定による土砂等が土砂基準に適合することの確認は、別表第1の左欄に掲げる物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める基準に係る調査の結果を記載した書類を確認することにより行わなければならない。

5 条例第19条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂等の搬入前に、土砂等搬入報告書（様式第14号）を提出して行うものとする。

6 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土砂等発生元証明書（様式第13号）
- (2) 第2項又は第4項の確認に係る書類

(土砂等管理台帳)

**第17条** 条例第20条の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第15号）によるものとする。

2 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂等が発生させた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 土砂等が発生した場所ごとの1日当たりの土砂等の搬入の量及び搬入のための車両の数
- (3) 一時堆積にあっては、1日当たりの土砂等の搬出の量及び搬出のための車両の数

3 条例第20条の土砂等管理台帳には、毎月末日までに、当該月に係る前項第1号及び第2号（一時堆積にあっては、同項各号）に掲げる事項を記載しなければならない。

(盛土等に用いられた土砂等の量の報告)

**第21条** 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る盛土等に用いられた土砂等の量（当該許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、土砂等の搬入及び搬出の量）を知事に報告しなければならない。

(盛土等に用いられた土砂等の量の報告の方法)

**第18条** 条例第21条の規定による報告（次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）は、盛土等に着手した日以後、毎年、10月末日までに4月から9月までの期間に用いられた土砂等の量について、4月末日までに前年10月から当年3月までの期間に用いられた土砂等の量について、土砂等使用量報告書（様式第16号）を提出して行うものとする。ただし、盛土等を完了し、又は廃止した場合にあっては、当該完了し、又は廃止した日の属する期間に係る条例第21条の規定による報告は、直近の報告後に用いられた土砂等の量について、条例第25条第1項の規定による届出と同時に、同様式を提出して行うものとする。

2 条例第21条の規定による報告（一時堆積に係るものに場合に限る。以下この項において同じ。）は、盛土等に着手した日以後、毎年、10月末日までに4月から9月までの期間に用いられた土砂等の搬入及び搬出の量について、4月末日までに前年10月から当年3月までの期間に用いられた土砂等の搬入及び搬出の量について、土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第17号）を提出して行うものとする。ただし、盛土等を完了し、又は廃止した場合にあっては、当該完了し、又は廃止した日の属する期間に係る条例第21条の規定による報告は、直近の報告後に用いられた土砂等の搬入及び搬出の量について、条例第25条第1項の規定による届出と同時に、同様式を提出して行うものとする。

(水質の調査等)

**第22条** 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る盛土等区域外に排出される水の水質の調査及び当該許可に係る盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況の調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質の調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る盛土等区域外に排出される水の水質の調査及び当該許可に係る盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況の調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質の調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。

3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域外に排出される水の水質が規則で定める水質の基準（以下「水質基準」という。）に適合していないこと又は当該許可に係る土砂等が土砂基準に適合していないこと（以下これらを「基準不適合」という。）を確認したときは、直ちに、当該盛土等を停止し、当該基準不適合を確認した旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該盛土等により生じ、又は生ずるおそれがある生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(水質の調査及び報告の方法)

**第19条** 条例第22条第1項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等に着手した日以後6月ごとに、別表第4の左欄に掲げる物質の種類のうち、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）以外のものにあつては地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「地下水測定方法」という。）により、1,4-ジオキサンにあつては水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表8に掲げる方法（以下「付表8方法」という。）により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「ダイオキシン類測定方法」という。）により行うものとする。

2 条例第22条第2項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等を完了し、又は廃止した後遅滞なく、別表第4の左欄に掲げる物質の種類のうち、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類以外のものにあつては地下水測定方法により、1,4-ジオキサンにあつては付表8方法により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類測定方法により行うものとする。

3 条例第22条第1項又は第2項の規定による盛土等区域外に排出される水の水質の調査の結果の報告は、当該水質の調査を行った日から1月以内に、水質調査報告書（様式第18号）を提出して行うものとする。

4 前項に規定する報告書には、当該調査に係る盛土等区域外に排出される水採取した地点の位置図及び写真並びに採取した盛土等区域外に排出される水ごとの水質の調査の結果を証する書類（計量法第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）を添付するものとする。

(土壌の汚染の状況の調査及び報告の方法)

**第20条** 条例第22条第1項の盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況の調査は、盛土等を着手した日から6月ごとに、第6条第4項第1号又は第2号に掲げる方法により行うものとする。

2 条例第22条第2項に規定する盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況の調査は、盛土等を完了し、又は廃止した後遅滞なく、第6条第4項第1号又は第2号に掲げる方法により行うものとする。

3 条例第22条第1項又は第2項の規定による盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況の調査の結果の報告は、当該土壌の汚染の状況の調査を行った日から1月以内に、土壌汚染状況調査報告書（様式第19号）を提出して行うものとする。

4 前項の報告書には、当該調査のための試料の用に供された土砂等を採取した地点の位置図及び写真及び試料ごとの当該調査の結果を証する書類（計量法第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）を添付するものとする。

(水質基準)

**第21条** 条例第22条第3項の規則で定める水質の基準は、別表第4の左欄に掲げる物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。

## 別表第4 (第21条関係)

物質の種類	基準
クロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。

有機りん化合物	検出されないこと。
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
ダイオキシン類	1リットルにつき1pg-TEQ以下であること。

備考 ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。



(標識の掲示等)

**第23条** 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る盛土等区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る盛土等が行われている間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域の境界を明らかにするため、境界標を設置しなければならない。

(標識の寸法及び記載事項)

**第22条** 条例第23条第1項の標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければならない。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けた年月日及び番号並びに許可をした者
- (2) 条例第9条の許可を受けた者の氏名及び住所（同条の許可を受けた者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
- (3) 盛土等の目的
- (4) 盛土等区域の位置及び規模
- (5) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
- (6) 盛土等に用いられる土砂等の量（一時堆積にあっては、盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (7) 盛土等を行う期間
- (8) 盛土等区域の見取図

(関係書類の閲覧等)

**第24条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第20条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可に係る盛土等に関し土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。ただし、これらの書類に記載された情報のうち規則で定めるものに関する事項については、この限りでない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等について、次条第2項の規定による通知(完了及び廃止に係るものに限る。次項において同じ。)を受けた日又は第28条第1項の規定による取消の日から5年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第20条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。

3 知事は、第9条の許可の申請があったときは、同条の許可をした日から次条第2項の規定による通知をした日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。ただし、これらの書類に記載された情報のうち規則で定めるものに関する事項については、この限りでない。

(条例第24条第1項又は第3項の規則で定める情報)

**第23条** 条例第24条第1項又は第3項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 住民基本台帳法第7条第2号から第14号までに掲げる事項に係る情報
- (2) 盛土等に要する経費に係る情報

(盛土等の完了等の届出等)

**第25条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した盛土等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該許可に係る盛土等を休止した場合であつて、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届出（再開に係るものを除く。）があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る盛土等が第14条第1項第4号から第7号まで（同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第1項第6号及び第7号）（これらの規定を第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定及び第14条第3項（第15条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により付された条件に適合しているかどうかを確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により第14条第1項第5号若しくは第7号（これらの規定を第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定又は第14条第3項の規定により付された条件に適合しない旨の通知を受けた者は、許可を受けた盛土等について、構造基準に適合させることその他の当該通知に係る必要な措置を講じなければならない。

(盛土等の完了等の届出に係る届出書)

- 第24条** 条例第25条第1項の規定による完了の届出は、盛土等を完了した日から15日以内に、盛土等完了届（様式第20号）を提出して行うものとする。
- 2 条例第25条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、盛土等を廃止した場合にあつては廃止した日から30日以内、盛土等を休止した場合にあつては休止した日から10日以内に、盛土等廃止（休止）届出書（様式第21号）を提出して行うものとする。
  - 3 条例第25条第1項の規定による再開の届出は、盛土等再開届出書（様式第22号）を提出して行うものとする。

(地位の承継)

**第26条** 第9条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る盛土等区域の土地の所有権その他当該許可に係る盛土等を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 第9条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第11条第3項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第14条第1項第1号及び第2号の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第11条第1項」とあるのは、「第11条第3項」と読み替えるものとする。

(地位の承継の承認の申請書等)

**第25条** 条例第26条第2項の申請書は、盛土等の許可に基づく地位の承継承認申請書（様式第23号）によるものとする。

2 条例第26条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 盛土等区域の位置及び規模
- (3) 管理事務所の所在地
- (4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- (5) 条例第26条第1項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所、生年月日及び役職名
- (6) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所、生年月日及び役職名）
- (7) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名、住所、生年月日及び役職名
- (8) 承継の理由

3 条例第26条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第9条の許可に係る許可証の写し
- (2) 第6条第3項第1号から第4号まで及び第22号に掲げる書類
- (3) 条例第9条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る盛土等区域の土地の所有権その他当該許可に係る盛土等を行う権原を取得したことを証する書類

(命令)

**第27条** 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するため必要があると認めるときは、当該盛土等に係る第9条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。

2 知事は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けずに盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該盛土等の停止を命ずることができる。

3 知事は、第25条第3項又は次条第2項に規定する者がこれらの規定により講ずべき措置を講じないときは、相当の期限を定めて、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、第9条の許可に係る盛土等が第14条第1項第4号、第5号又は第7号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。

5 知事は、第9条の許可に係る盛土等区域外に排出された水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る盛土等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

**第28条** 知事は、第9条の許可を受けた者が、次の各号（第10号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第1号、第5号、第6号、第8号及び第11号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。

(1) 第8条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第9条の許可、第15条第1項に規定する変更許可又は第26条第1項の承認を受けたとき。

(3) 正当な理由なく、第9条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る盛土等に着手しないとき。

(4) 第9条の許可に基づき盛土等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る盛土等を行わないとき。

(5) 第14条第1項第1号ア又はエからキまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(6) 第14条第1項第1号クからコまで（同号ア又はエからキまでに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(7) 第14条第3項（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

(8) 第15条第1項に規定する変更許可を受けなければならない事項を同項に規定する変更許可を受けずに変更したとき。

(9) 第17条の同意を得られなかったとき。

(10) 第19条から第23条までの規定に違反したとき。

(11) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者は、当該取り消された許可に係る盛土等について、構造基準に適合させることその他の必要な措置を講じなければならない。

<p>第5章 盛土等区域の土地の所有者に対する勧告、命令等</p>	
<p>(盛土等に同意をした土地の所有者の義務)</p> <p><b>第29条</b> 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、<u>規則で定めるところにより</u>、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容（第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>(盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令)</p> <p><b>第30条</b> 知事は、第27条（第2項を除く。）の規定による命令（盛土等の停止の命令を除く。）を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者</p> <p>(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令)</p> <p><b>第31条</b> 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって、第27条（盛土等の停止の命令に係る部分を除く。）の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p><b>第26条</b> 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。</p> <p>(1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。</p> <p>(2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。</p> <p>2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。</p>

<p>第6章 土砂等搬入禁止区域</p>	
<p>(土砂等搬入禁止区域の指定)</p> <p><b>第32条</b> 知事は、盛土等区域（面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、盛土等に用いられる土砂等の量が1,000立方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、<u>規則で定めるところにより</u>、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。</p> <p>4 知事は、第1項の規定による指定の期間が満了する時点において、当該指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域を管轄する市町の長から意見を聴取した上で、同項の規定により、当該指定に係る区域を再び土砂等搬入禁止区域として指定することができる。</p> <p>5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、測量又は調査を行わせることができる。</p> <p>6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、当該職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。</p> <p>7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す<u>証明書</u>を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の禁止)</p> <p><b>第33条</b> 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。</p> <p>(土砂等搬入禁止区域の解除)</p> <p><b>第34条</b> 知事は、土砂等搬入禁止区域の全部又は一部について当該指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の全部又は一部について当該指定を解除しなければならない。</p> <p>2 第32条第2項、第3項、第5項及び第7項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第32条第3項中「前項」とあるのは「第34条第2項において準用する前項」と、同条第7項中「前2項」とあるのは「第34条第2項において準用する第5項」と読み替えるものとする。</p>	<p><b>第27条</b> 条例第32条第2項（条例第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を県公報に登載して行うものとする。</p> <p>(1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積並びに指定の期間及び理由</p> <p>(2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積</p> <p>(立入検査の身分証明書)</p> <p><b>第28条</b> 条例第32条第7項又は第35条第3項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第24号）によるものとする。</p>



<p>第7章 雑則</p>	
<p>(報告の徴収及び立入等)</p> <p><b>第35条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、盛土等を行う者、土砂等を発生させる者、盛土等についてあっせんを行う者、盛土等に用いられる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の発生、製造又は保管、盛土等その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、盛土等を行う者、土砂等を発生させる者、盛土等についてはあっせんを行う者、盛土等に用いられる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は盛土等区域の土地の所有者の事務所、事業場、盛土等区域その他その業務を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査、質問及び収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(公表)</p> <p><b>第36条</b> 知事は、第27条又は第28条第1項の規定による命令をしたときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(許可等に関する意見聴取等)</p> <p><b>第37条</b> 知事は、第9条の許可、第15条第1項に規定する変更許可又は第26条第1項の承認をしようとするときは、第14条第1項第1号カからコまでのいずれかに該当する事由(同号クからコまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号カ又はキに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 知事は、第28条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1項第1号カからコまでのいずれかに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>3 知事は、前2項に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。</p> <p>(市町の条例との調整)</p> <p><b>第38条</b> 土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><b>第39条</b> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(条例の適用除外となる市町の指定)</p> <p><b>第29条</b> 条例第38条の規定による指定は、県公報に登載して行うものとする。</p> <p>(提出部数)</p> <p><b>第30条</b> 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、知事が別に定めるところによる。</p>

<p>第8章 罰則</p>	
<p><b>第40条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第8条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者</li> <li>(2) 第9条、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、第9条の許可、第15条第1項に規定する変更許可又は第26条第1項の承認を受けずに盛土等を行った者</li> <li>(3) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項に規定する変更許可又は第26条第1項の承認を受けた者</li> <li>(4) 第27条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者</li> </ol> <p><b>第41条</b> 第27条第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第42条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者</li> <li>(2) 第33条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者</li> </ol> <p><b>第43条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第19条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</li> <li>(2) 第20条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</li> <li>(3) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</li> <li>(4) 第22条第1項又は第2項の規定に違反して、これらの規定の水質の調査若しくは土壌の汚染の状況の調査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者</li> <li>(5) 第22条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</li> <li>(6) 第23条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者</li> <li>(7) 第23条第2項の規定に違反して、同項の境界標を設置しなかった者</li> <li>(8) 第35条第1項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者</li> <li>(9) 第35条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> </ol> <p><b>第44条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第15条第5項、第17条、第18条又は第25条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>(2) 第24条第2項の規定に違反して、同項の書類の写し又は土砂等管理台帳を保存しなかった者</li> </ol> <p><b>第45条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>	

<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 第11条第1項の規定による同意の取得、第12条第1項の規定による説明会の開催及び同条第2項の規定による意見書の提出は、この条例の施行の前においても、これらの規定の例により行うことができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際現に盛土等を行っている者（当該盛土等を行うのに必要な法令又は条例の規定による許可等の処分を受けず、又は届出等の行為をしないうで盛土等を行っている者及び次項の適用を受ける盛土等を行っている者を除く。）については、この条例の施行の日から起算して9月を経過する日までの間は、第9条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現にされている法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為であつて規則で定めるもの（以下「許可等」という。）に係る盛土等については、当該許可等の内容（規則で定める変更の内容を含む。）の範囲内で行われる限りにおいて、当該許可等に係る期間が満了する日までの間は、第4章の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。</p> <p>2 条例附則第4項に規定する規則で定める法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可</p> <p>(2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の許可</p> <p>(3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認</p> <p>(4) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の許可</p> <p>(5) 鉱業法第63条第1項の規定による届出</p> <p>(6) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可</p> <p>(7) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>(8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項の認可</p> <p>(9) 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項の許可</p> <p>(10) 地すべり等防止法第18条第1項の許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。）</p> <p>(11) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可</p> <p>(12) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可</p> <p>(13) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可</p> <p>(14) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項、第11条第1項若しくは第3項又は第50条の2第1項の認可</p> <p>(15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出</p> <p>(16) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可</p> <p>(17) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第17条第1項ただし書、第25条第4項若</p>

5 この条例の施行前に盛土等を行うのに必要な法令若しくは条例の規定による許可等の処分を受けず、若しくは届出等の行為をしないで行われた盛土等（以下「無許可盛土等」という。）（当該無許可盛土等が行われた土地の区域の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、当該無許可盛土等に用いられた土砂等の量が1,000立方メートル未満であるものを除く。）が存する土地の区域（以下「無許可盛土等区域」という。）において盛土等を行おうとする場合又は無許可盛土等区域に隣接し、かつ、これと一体である土地の区域において盛土等を行おうとする場合においては、無許可盛土等区域及び盛土等区域を盛土等区域と、無許可盛土等に用いられた土砂等の量と盛土等に用いられる土砂等の量とを合算した量を盛土等に用いられる土砂等の量とみなして、第9条第1号の規定を適用する。

（静岡県土採取等規制条例の一部改正）

6 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義） 第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(1) <u>切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為</u></p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「土の採取等」とは、<u>切土、床掘その他の土地の掘削をする行為</u>をいう。</p>

- しくは第27条第3項の許可又は同法第28条第1項の規定による届出
- (18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可又は同法第14条第1項の規定による届出
  - (19) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第13条第3項の許可又は同条例第15条第1項の規定による届出
  - (20) 静岡県土採取等規制条例第3条第1項又は第3項の規定による届出
  - (21) 静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可
  - (22) 市町が定める盛土等の規制に関する条例の規定による盛土等の許可
- 3 条例附則第4項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 盛土等区域の面積を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更
  - (2) 盛土等に用いられる土砂等の量を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更
  - (3) 天候その他のやむを得ない事由による当該許可等に係る期間の変更
  - (4) 許可等の権限を有する者が災害の防止上又は生活環境の保全上必要と認める変更
  - (5) その他盛土等及び盛土等の用に供する施設の構造等に影響がないと知事が認める事項の変更

<p>(2) <u>埋土又は盛土をする行為</u> (適用除外等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等<u>(第2条第2号の行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において当該行為と一連の行為として行われる同条第1号の行為に限る。以下この項において同じ。)</u>について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(適用除外等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 (静岡県土採取等規制条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>7 この条例の施行の際現にされている前項の規定による改正前の静岡県土採取等規制条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第2号に掲げる行為については、この条例第4章の規定の適用を受けることとなるまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>8 この条例の施行前にした改正前の条例第2条第2号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>9 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		